

受益者負担等の 見直しについて

伊丹市行財政審議会

受益者負担の基本的な考え方

市が提供する行政サービスには、それがどんなものであっても、それを提供するために従事した職員の人件費、直接的経費等必ず何らかのコストがかかっており、基本的には市税などを通して市民全体で費用を負担することとなります。

しかし、行政サービスの中には、①道路や消防、学校など市民生活を営む上で不可欠な基盤となるもの、②美術館の入場や証明書発行等の特定の受益者が存在するもの、③下水道の使用や産業廃棄物の処理など原因者が存在するもの等があり、サービスの内容によっては市民全員が一律にコストを負担することで、却って負担の公平性を欠いてしまう性質のものがあります。受益者負担とは、そういった特定のサービスを利用する方と利用しない方の負担を公平なものにするため、サービスを利用する方だけに、一定の費用負担を求めるという考え方です。

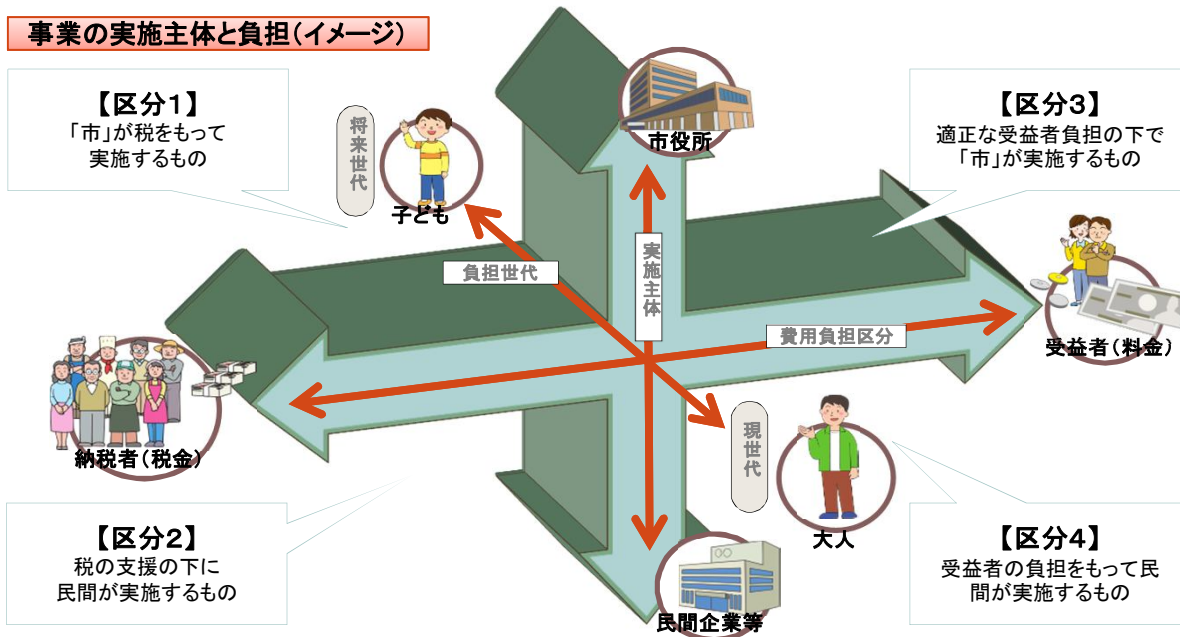
現行の取り組み(「伊丹市行財政プラン(H23~H27)」における位置づけ)

<伊丹市行財政プラン(H23~H27) 一部抜粋>

(Ⅱ 行財プランの基本方針 2 行政の役割と事業の実施主体 (3) 世代間負担の公平性 より抜粋)

本市が行っている行政サービスについて、「誰が」「どのような方法で」「どのぐらいの」負担を分かち合うことが妥当であるのか、などについて、事業の実施主体や費用の負担などを市民の皆様とともに考えていきます。

事業の実施主体と負担(イメージ)



		現世代が負担 (現世代に直接サービス)	将来世代 (将来世代にわたって利用)
税で負担	区分1	・消防活動 ・社会保障関係 など	・道路、公園等の整備 ・学校施設等整備 など
	区分2	・自治会等の地域活動支援 ・私立保育所等の運営補助 など	・私立保育所等の施設整備 など
受益者負担	区分3	・文化施設の管理運営 ・市営住宅、水道の供給 など	・市営住宅の整備 ・上下水道の整備 など
	区分4	(基本的には民間サービスにゆだねる領域)	

使用料手数料等の見直し状況について

現状の取り組み

基本的な考え方

使用料・手数料等の受益者負担については、個々の行政サービスの性質および対象ならびに受益の程度を加味し、**住民相互の負担の公平性を確保することを原則**として、さらに**国の基準、近隣他都市の状況、民間類似施設の料金水準を配慮しながら、常にその適正化に努める**こととしています。

- ① 地方交付税基準で定めのあるものは、基準に準拠し、未達成部分の段階的是正に努める。
- ② 国等で徴収基準または指針が示されているものについては、この基準により適時改正を行う。
- ③ 上記以外のものは、**3年ローテーションを基本に行政コストの上昇に応じて見直しを行い、その適正化に努める。**
また、現在無料にしてきたものについても、今日的視点に立ち、再点検を行う。

【伊丹市行財政運営改善計画(昭和60年策定)より】

原価の70%程度を目安に、管理運営に関するコストを賄えないものについて見直しの対象とし、近隣地方公共団体の類似施設あるいは民間における料金等の均衡を参考にしつつ設定することとし、見直し期間にあつては3年に1回の見直しを定期的に行っていきます。

【伊丹市行財政プラン(H23～H27)より】

各年度取組状況

- ・毎年度、前年度決算に基づき使用料手数料等の妥当性を検証(原価計算および減免等のヒアリングシートの作成等)のうえ、必要に応じて、適宜料金改定等を実施。

【主な料金改定事例と各年度の取り組み内容】

H23	H24	H25	H26	H27
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定 (下水道事業の健全化) ・家庭菜園利用料改定 (利用料適正化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用料 (占用料の適性化) ・市営斎場使用料改定 (市外使用料金改定) ・ごみ処理手数料改定 (豊中市伊丹市クリーンランドの料金改定等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税率改定 (特別会計の経営健全化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者減免の見直し (施設間の格差撤廃) ・家庭菜園利用料改定 (利用料適正化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉センター 使用料改定 (施設の改修に伴い実施) ・自転車駐車場使用料改定 (自転車関連施策の一環)
<ul style="list-style-type: none"> ・前年度決算に基づく 検証の実施[各課] など 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度決算に基づく 検証の実施[各課] ・減免の基準見直し [各課・財政ヒアリング] など 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度決算に基づく 検証の実施[各課] など 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度決算に基づく 検証の実施[各課] ・消費税率引上げによる 影響を検証 [各課・財政ヒアリング] など 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度決算に基づく 検証の実施[各課] ・消費税率引上げによる 影響を検証 [各課・財政ヒアリング] など

使用料・手数料の見直しの課題について

平成3年8月に使用料・手数料等審議会において「使用料及び手数料の基本的なあり方」についての答申(昭和57年2月)から、約10年経過した段階でなお、その考え方が妥当であるか、個々の使用料・手数料の現状を精査するとともに、これら使用料・手数料及び公営企業の料金に係る消費税(平成元年4月～3%導入)の取り扱いについて審議・答申されており、**今後、改めて社会情勢の変化等に対応した使用料・手数料のあり方を検討する必要があります。**

課題①

市民ニーズが高度化・多様化する中において、使用料・手数料を徴収する受益者負担の基準として、**一律に「原価(サービスの提供にかかった経費)の70%程度を目安」**(ただし、近隣他都市や類似民間施設等の料金を考慮)としています。

課題②

伊丹市では、平成26年4月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げ(5%から8%)に際しては、その時点で短期間に5%から8%、8%から10%の2度の引き上げが予定されていたことから、改正に伴うコストが課題となることと、市民周知のための期間や近隣市とのバランス等を考慮して、公営企業会計等を除き、使用料・手数料等を据え置くこととしました。

今後、消費税率が10%へと更に引き上げられた場合、維持管理、運営にかかるコストの上昇により、**原価の70%程度を賄えなくなるケースが増加します。**

社会情勢の変化とともに市民ニーズが高度化・多様化する中、民間サービスの範囲が拡大していることから、「公」と「民」の役割分担を整理し、**行政サービスの性質・市場性にて受益者の負担割合を細分化し、行政計画として位置づける必要があるのではないか。**

消費税の転嫁については、上記の負担割合を見直したうえで、近隣他都市や類似民間施設等の料金を考慮したうえで、**慎重に判断すべきではないか。**

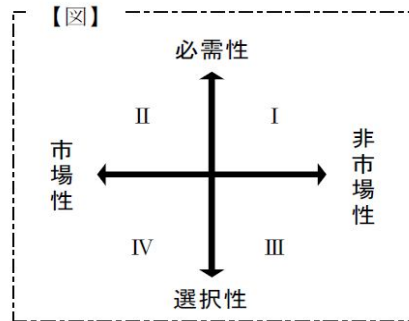
参考事例：他市における負担設定基準

【三田市】「受益者負担設定基準」より抜粋

6 公費で負担すべき割合について

行政サービスは、公費(税)で賄うべきサービスと受益者負担を求めるべきサービスに分類されること、また1つの行政サービスの中でも公共性等の度合いから公費で賄うべき部分と受益者負担を求めるべき部分に分けられることは容易に想定されるが、「どこまでが公費負担で、どこからが受益者負担とすべきか」という議論が必要となる。この問題については、基本的に次のとおり考えることとする。

(1) まず、行政サービスを、**必需性と選択性**、**市場性と非市場性**の軸で下図のとおり分類した場合、当該行政サービスがどの領域に属するかを考える。



領域Ⅰ 基礎的なサービスで、主に行政が提供する領域

＜例＞ 義務教育、消防、市道、ごみ焼却、住民登録

領域Ⅱ 基礎的なサービスで、行政と民間が競合する領域、又は私益性(個人消費性)が高い領域

＜例＞ 公営住宅、幼稚園・保育所、福祉サービス負担金

領域Ⅲ 選択的なサービスで、主に行政が提供する領域

＜例＞ 文化ホール、市民会館等貸館、公民館、スポーツ施設、博物館、図書館、健康診査負担金、証明書
交付手数料、市の施策に目的に沿った普及・啓発講座(個人に係る実費相当額は受益者負担100%)

領域Ⅳ 選択的なサービスで、行政と民間が競合する領域

＜例＞ 趣味娯楽等個人的関心に関わるサービス、フィットネス施設、実費徴収金

(2) 次に、領域別に公費負担と受益者負担の関係を下記のとおり考える。

領域Ⅰ 行政としての基礎的なサービスであり、公費のみで賄うべき領域である。

⇒【公費負担の程度:高(100%程度)】

領域Ⅱ 市場性がある(=民間が参入できる)、つまり採算性があるため、受益者負担で経費賄うことが可能である。しかし、一方で必需性が高いため公費負担を入れ、受益者負担を低減すべき領域でもある。

⇒【公費負担の程度:中(75%程度)】

領域Ⅲ 非市場的である(=民間参入出来ない)、つまり採算性がないため、受益者で負担すると多額となり、公費負担が入ることとなる。しかし、一方で選択性が高いため、一定の受益者負担を求めることが必要な領域である。

⇒【公費負担の程度:中(50%程度)】

領域Ⅳ 市場性がある(=民間が参入できる)、つまり採算性があるため、需給関係の中で受益者からの負担で経費を賄える範囲といえる。また、選択性が高いため、受益者負担を求めるべき領域である。

⇒【公費負担の程度:低(0%程度)】

なお、この領域に属するサービスは、行政が行う必要性は低いですが、一定の政策的目的を達成するため、行政でも行っていると言える。

(3) ただし、個別に次の点にも留意する。

- ① 市施策目的への誘導を図るため、受益者負担を特に低めに設定し、サービスの利用を促進すべきもの
- ② 他市との均衡に配慮すべきもの
- ③ 市内における均衡を図るべきもの(例.時間貸しの会議室、類似講座)
- ④ 施設の稼働率向上
- ⑤ 福祉サービス等において受益者の応能割合に配慮すべきもの(例.保育所)

参考事例：他市における負担設定基準

【名古屋】「公の施設に係る受益者負担のあり方に関する報告書」より抜粋

5 公の施設の性質別分類と公費負担割合の考え方

公の施設については、多種多様な施設があり、公費負担のあり方についてもそれぞれの施設の設置目的、サービス内容等に応じて検討を進める必要がある。

受益者負担割合(1マスを1/9と理論計算)

大 ↑ 収益性 ↓ 小	d	33.3% (3/9)	66.7% (6/9)	100.0% (9/9)
	b・c	22.2% (2/9)	44.4% (4/9)	66.7% (6/9)
	a	11.1% (1/9)	22.2% (2/9)	33.3% (3/9)
		A	B・C	D
		大 ← 公的(行政)関与 → 小		

(3) その他の施設

独立採算を前提とする施設、会議室等を除くその他の施設については、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設など、民間類似施設の設置状況や公的関与の度合いなども考慮し、さらに施設の性格などに応じ細区分を行い整理する必要がある。

7 施設の細区分

名古屋市においては市政の質的な転換、すなわち行財政のシステム改革に取り組んでおり、改革の推進にあたり、施策・事務事業についての「公的関与のあり方に関する点検指針」が平成15年3月に策定されている。

この指針に即し、施設の性格に応じ、行政の活動領域を基に設定した行政が関与すべき度合い(公費で負担すべき度合い)とさらに民間施設の状況などを基に設定した収益性により施設の位置づけについて検討することとした。

イ 施設の具体的分類

この2つの基準に基づき各施設を分類し、試案として位置づけを行った。「公的関与の度合い」の大きさをA~D(横軸)、「収益性」の大きさをa~d(縦軸)として、各施設をその性格に応じAa~Ddに位置づけたのが図表8である。左下の点に近いほど公費負担の割合が大きく、逆に遠いほど公費負担の割合が小さくなるべきものである。

なお「公的関与の度合い」のBとC、「収益性」のbとcの間には、位置づけを区分するほど度合いの大小に明確な差はないと考えられることから同じ分類に属するものとしたことにより、全体で9象限となっている。

ウ 分類に応じた負担割合

9つの象限ごとに公費負担と受益者負担の割合をイメージしてみると図表9のとおりとなる。

この負担割合の設定は、公費負担割合をAaで100%、Ddで0%とし、各象限の配置に応じて理論計算したものである。

ただし、収益性aに該当する下段の3つの象限については、もともと受益者からの費用負担を想定していないため、すべて公費負担割合を100%とした。

大 ↑ 収益性 ↓ 小	d	公 70%	公 30%	公 0%
		受 30%	受 70%	受 100%
	b・c	公 80%	公 50%	公 30%
		受 20%	受 50%	受 70%
	a	公 100%	公 100%	公 100%
		受 0%	受 0%	受 0%
		A	B・C	D
		大 ← 公的(行政)関与 → 小		

公：公費負担割合

受：受益者負担割合